

大分地方裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成27年9月15日（火）午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分地方裁判所大会議室

3 テーマ

裁判所を利用する障害を有する方への配慮について

4 出席委員

飯田伸二，今泉愛，岡村邦彦，沓掛和弘，塩田申子，関根剛，村上正敏，森脇久代（五十音順，敬称略）

5 議事内容

(1) 委員長の選任及び委員長代理の指名等

委員長に村上委員が選任され，委員長代理に今泉委員が指名された。

(2) 裁判所の取組の状況を説明

裁判所全体の取組

大分地裁の庁舎設備の案内

大分地裁に備付けの備品の説明

大分地裁の職員研修について

裁判員裁判時における視覚障害者への配慮

(3) 意見交換（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆：委員（法曹関係者），

●：裁判所）

□ 設備等についてお気づきの点があれば伺いたい。

◆ 庁舎等を拝見したが，庁舎設備・備品ともに充実していると感じた。支部にもエレベーターが設置されている庁舎があったり，ユニバーサルデザインのトイレが採用されているのを見かける。実際に設備を利用された障害者の方から，改善してほしいとか，不便を申し出られたことがあるか。障害にもい

ろいろあり、健常者の立場では把握しきれない部分もあると思うが、設備を設置するに当たり、どのように把握し、配慮しているか。

- 現時点では障害のある方からの施設に関する生の声は持ち合わせていないが、今後はそのような声を積極的に集めて庁舎設備の整備に役立てたい。

健常者の視点で把握しきれない部分は多々あると思うので、他施設での配慮等も意見交換の中で紹介いただき、参考にしたい。

- 障害を有する方がどれくらい裁判所を利用しているか。

- 地裁では、昨年4月以降、民事事件の関係で、車椅子利用者が6人来庁している（内訳は当事者4人、手続相談者1人、傍聴人1人）。簡裁では、年に一、二人程度の利用である。家裁では、2か月に一人の割合で車椅子利用者が来庁している。視覚障害者、聴覚障害者の来庁は年に一、二人程度いるが、ほとんど付添人を伴って来庁している。

- その来庁された方から、改善してほしい点等の御指摘はなかったか。

- これまでに指摘はない。

- JRは多数のお客様が利用されていると思うが、どのような配慮をされているのか。

- ◇ 大分支社内の駅数は79駅（内訳：直営駅8、委託駅35、無人駅36）。

設備面では、エレベーター設置駅は5駅（工事中1駅）、エスカレーター設置席は3駅、スロープ設置駅は13駅、多目的トイレ設置駅は33駅、点字ブロック設置駅は79駅（全駅）である。エレベーターやスロープが設置されていない駅では、車椅子を抱えてお手伝いすることになるが、二、三人の人手が必要なため、無人駅や駅員が一人しかいない場合には、事前に連絡をいただければ、係員を派遣して対応している。バリアフリー新法により、乗降者数3000人以上の駅については平成32年までに整備することになっているが、杵築駅は現在工事中で、別府大学駅、高城駅、鶴崎駅、大在駅については整備する方向で話を進めている。

次に車両について、ななつ星in九州、或る列車を含む大分支社所属の車両は250両ある。優先席は、ほぼすべての普通列車に優先席の表示がある。車椅子スペースはソニック、にちりん、ゆふいんの森1・2・5・6号に、車椅子対応トイレはソニック、にちりん、普通列車（815系）、ゆふいんの森1・2・5・6号、ディーゼルの普通列車（220・125系）に設置されている。

- 裁判所の設備を見られて、気づかれた点はないか。
- ◇ 簡易筆談機はJR窓口で利便性がありそうである。
- 裁判所ではどのような場面で使用しているか。
- 主に窓口相談で使用している。
- ◇ アイネスが入っているNSビルは、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）で建てた建物である。消費生活相談等は電話で受けることも多いが、利用者の利便性を考えると簡易筆談機を窓口に備え置きたいと思った。
- ◇ 簡易筆談機は携帯電話販売窓口等でも利用されているツールである。書いた文字をその場で消すことができるため、（個人）情報を後に残さないことも利点である。

お年寄りや障害者ではないけれど、耳が弱っていて話した内容を間違っ
て聞いたりすることもあるため、簡易筆談器を利用するとうまくコミュニケーションがとれることもある。障害者に限らず、いろんな場面で利用できる
と思う。
- 管内裁判所での整備状況はどうか。
- 大分管内には、支部が5箇所、独立簡易裁判所が3箇所ある。車椅子は、全支部に各1台配備されているが、独立簡裁には配備されていない庁もある。階段の手すりや点字案内板については、本庁にはすべて設置されているが、管内の庁舎では設置状況がまちまちとなっている。

□ JRと同様で、できる範囲で順次整備しているところである。設備面で他にないか。

◆ 近年、タブレット端末等にいろんな機能が搭載されているが、簡易筆談器でのやりとりでは文字数が多くなり時間を取るような場合、回答を筆談で返すのではなく、音声認識で、こちらがしゃべった内容をディスプレイに表示するような機器があるかどうか、御存じの方はいないか。あれば有効なツールと思われる。

◆ 障害者施設等に「どんなツールがありますか」と問い合わせをすると、最新情報が入手できるのではないか。

◇ 最近のホームページは障害者用に音声が出たり、文字を大きく変更できるようになっているものも多いが、そういう仕様になっていれば、「この部分を見てください」と促すことができ有用と思われる。ホームページの充実についても検討をされたい。

◆ 全国的に障害者が裁判員に選任された例はどのくらいあるのか。

● まず、大分地裁での実績を紹介すると、平成21年の制度開始から本日まで、障害者の方が裁判員になられた例はない。候補者には、全盲の方2人、視野狭窄の方1人、移動に杖が必要な方1人、聴覚障害の方1人、言語障害の方1人について対応をしたことがある。

□ 障害がある方は裁判員になれるのかと疑問を持たれる方もいると思うが、その点はどうか。

● 一般的に聴覚や視覚に障害がある方であっても裁判員としての職務遂行に著しい支障がなければ裁判員になることができる（裁判員法14条3号）。

裁判員としての職務遂行に著しい支障があるかどうかについて、例えば、視覚障害では、写真や図面を巡る判断が重要な争点となっている場合、あるいは、聴覚障害では、証拠として録音テープが提出されており、録音された音がどのように聞こえるかを直接聞いてみなければ十分に心証を形成するこ

とができないような場合については、裁判員になることができない場合に当たることがあり得る。

- ◆ 他庁の裁判員裁判では、聴覚障害の方が裁判員となられたことがある。証拠書類を読み上げる場面で、その方のディスプレイに文字を映して赤線で追って示す工夫をした。

また、別の庁では、被告人、被害者、さらに関係者が手話を使用する一方で、傍聴者にも手話通訳の配慮がされたという例を聞いている。

- 先ほど照会があった全国の障害者が裁判員に選任された例については、選任期日に出席した裁判員候補者としては、手話通訳 2 人、要約筆記 8 人、点字翻訳 2 人で、実際に裁判員に選任されたのは、要約筆記を要した方が 1 人となっている。

- 手話通訳が必要な方が当事者になられた場合、その方に対して手話通訳をつけるのかどうかを検討しなければならない場合もあるかと思うが、大分での最近の例はあるのか。どのような対応を行うのか。

- 最近の例はない。手話通訳人を手配できる福祉機関としては、大分市障害福祉課、社会福祉法人大分県聴覚障害者協会（センター）があり、裁判所からの要請による派遣に対応してくれる。

- ◇ 人権問題の 8 つの課題のうちの一つが障害者問題と言われている。県庁でも年に一回は必ず人権研修を行っているが、裁判所の研修で行っている体験学習（疑似体験）は有効と考える。対象となる職員中何人が受講したか。

- 正確な数字は持ち合わせていないが、研修は約 30 人が受講した。職員は約 200 人のため、15%程度が受講したことになる。

- 体験学習の中身を紹介してほしい。

- 車椅子を利用したり、目隠しした状態で移動したりという体験を行った。

- 裁判所に対するアドバイス等はないか。検察庁の実情はどうか。

- ◆ 車椅子での来庁者はいるが、検察庁本庁舎は建物が新しいためハード面は

対応できていると思われる。支部の庁舎はエレベーター設備がなく、どこも同じような課題を抱えていると感じた。ソフト面では裁判所の研修は進んでいると思う。

- ◆ 大分県弁護士会には高齢者障害者委員会を設置している。市町村の社会福祉協議会や地域包括支援センターと提携、協定を結び、弁護士を派遣する事業を進めている。障害を持たれた方が弁護士会館まで来て相談するのは大変なので、各地域の社会福祉協議会や地域包括支援センターで相談を受けたり、それも困難という方の場合には、ケアマネージャーの方と一緒に自宅もしくはその近辺で場所を確保して出張相談を行っている。

法テラスでも同様の取組を行っており、法テラスの契約弁護士として出張相談に出向く体制を整えている。

- 庁によっては、来庁者だけでなく、裁判官の中にも車いすの方がいたり、また視覚障害のある弁護士がいたりする。制約がある中で可能な範囲の手当をしているつもりであるが、こちらが気づいていない点等あろうかと思うので、お気づきの点については今後も御意見を寄せていただきたい。

6 次回期日等について

(1) 日時

平成28年2月24日（水）午後3時から

(2) テーマ

民事部における合議充実の取組について

(3) 場所

大分地方裁判所大会議室